

確定拠出年金 障害給付のしおり

このしおりには、障害給付のお手続きに必要な事項が記載されています。必ずご一読ください。

<お問い合わせ窓口>

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

アンサーセンターへのお問い合わせは、
専用のお問い合わせフォームをご利用いただけます。



損保ジャパンDC証券
アンサーセンター



お手続きの前に

確定拠出年金では、「老齢」「障害」「死亡」の3種類の給付金があります。
このしおりでは、「障害給付金」の請求手続きをご案内しております。

（「老齢給付金」・「死亡一時金」の請求をご希望の場合は、あらためて当社までご連絡ください。）

「障害給付金」のお受け取り

「障害給付金」をお受け取りいただくためには、次の要件を満たす必要があります。
給付請求を行う前に、必ずご確認ください。

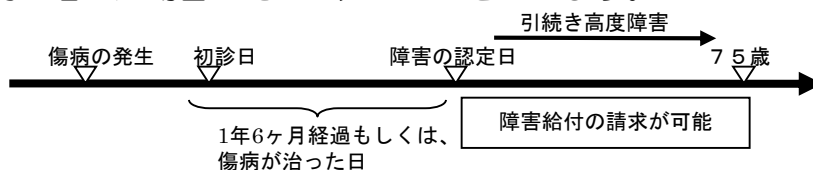
- 75歳の誕生日の2日前までに「政令で定める程度の障害」（※1）の状態となった場合、「障害認定日」（※2）から75歳の誕生日の2日前まで（※3）の期間内に、障害給付金を請求することができます。

（※1）「政令で定める程度の障害」とは、次のような状態をいいます。

（1）障害基礎年金、障害厚生年金の受給者（1級および2級の者に限る）
（2）身体障害者手帳（1級から3級までの者に限る）の交付を受けた者
（3）療育手帳（重度の者に限る）の交付を受けた者（★）
（4）精神障害者保健福祉手帳（1級および2級の者に限る）の交付を受けた者

（★）「療育手帳」は、発行する自治体によって手帳の名称が異なることがあります。
（「愛の手帳」「みどりの手帳」など）

（※2）「障害認定日」とは、国民年金法による障害認定日と同様に、
病気またはけがによって初めて医師または歯科医師の診療を受けた日
（初診日）から起算して1年6ヶ月を経過した日（その期間内に
傷病が治った場合はその日）のことをいいます。



（※3）75歳までにご請求がない場合は、当社が給付の裁定（判定）を行ない
老齢給付金として「一括受取（一時金）」でお支払いいたします。
その際は、受取方法の選択はできませんのでご注意ください。

必要書類

受取方法により必要書類が異なります。ご自身の受取方法に合った必要書類をご確認ください。
 なお、代理人記入、代理人請求の場合は、以下に記載の書類以外にも必要となることがあります。
 該当の場合は、アンサーセンターまでお問い合わせください。

●...必ずご提出ください

—...ご提出不要です

△...必要に応じてご提出ください

書類名	受取方法別の提出書類			備考
	一括受取 (一時金)	分割受取 (年金)	一括・分割 併用受取 (一時金・ 年金併用)	
障害給付金請求書	●	●	●	
住民票、印鑑登録証明書 いずれか1通 ※請求日から3ヶ月以内に発行された原本	●	●	●	ご本人確認となります。
分割受取方法の指定書	—	●	●	受取年数・回数をご指定ください。
障害の状態を証明する書類 ※等級が確認できるものに限り 【次の中からいずれか1点ご提出ください】 ①障害基礎年金（1級または2級）の 年金証書および裁定通知書（決定通知書）の コピー ②身体障害者手帳（1級、2級または3級） のコピー ③療育手帳（重度の者）のコピー（※） ④精神障害者保健福祉手帳 （1級または2級）のコピー	●	●	●	左記の証明書類の交付を受けていない場合は、交付後に「障害給付金」の請求が可能となります。 (※)療育手帳は、自治体によって、名称が異なることがあります。（「愛の手帳」「みどりの手帳」など）
加入者資格喪失届 ＜連合会帳票＞	△	△	△	個人型の方で、掛金の拠出を停止する場合のみ、ご提出ください。（企業型の方、個人型運用指図者の方には同封しておりません）
加入者等氏名・住所変更届 ＜連合会帳票＞	△	△	△	個人型の方で、氏名・住所に変更がある場合のみ、ご提出ください。 （企業型の方には同封しておりません）

<お問い合わせ窓口>

目次

1. 受取方法の選択 (4～5ページ)

次の3種類の中から、ご希望の受取方法を選択してください。

A 一括受取（一時金）

B 分割受取（年金）

C 一括・分割併用受取（一時金・年金併用）

2. お手続きの流れ (6ページ)

3. 給付金の支払いスケジュール (7ページ)

4. お手続きにおける留意事項 (8ページ)

お手続きにおける留意事項を記載しています。必ずご確認ください。

5. 書類の提出先・お問い合わせ窓口 (8ページ)

6. その他の事項 (9～10ページ)

スイッチング制限、運用商品の選択肢に生命保険商品がある場合のお手続き、海外送金、税金について記載しています。

7. 送付物サンプル (10ページ)

当社による給付の裁定（判定）の後、当社から送付する送付物のサンプルをご案内しています。適宜ご覧ください。

8. 記入方法 (11～12ページ)

- ・障害給付金請求書 (11ページ)
- ・分割受取方法の指定書 (12ページ)

1. 受取方法の選択

受取方法は、以下のA・B・Cの3種類より選択できます。

受取方法別の内容を十分にご確認のうえ、受取方法を選択してください。

なお、現在の資産残高は、当社アンサーセンターまたはアンサーネットで確認できます。

受取方法	受取方法の概要・手数料・支給日
A 一括受取 (一時金)	1. 受取方法 全ての運用商品を現金化し、一括で受取る方法 2. 手数料 送金手数料 <u>440円(国内送金の場合)</u> 3. 支給日 給付の裁定(判定)月の翌月25日(25日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日)
B 分割受取 (年金)	1. 受取方法 (1) 分割受取開始時の各運用商品の残高に応じて、均等割合で現金化し、指定された期間で分割して受取る方法 ※受取金額は一定ではありませんのでご注意ください。 (2) 分割受取期間と回数は、以下から指定できます。 分割受取期間：5年～20年の間で指定可能 分割受取回数：年1回、年2回、年4回から指定可能 ※受取期間・回数は規約により異なる場合があります。 詳しくは、12ページの「分割受取方法の指定書」の記入方法をご確認ください。 2. 手数料 送金手数料 <u>440円(国内送金の場合)</u> 受取りの都度、送金手数料がかかります。 3. 支給日 ご指定の年金受取回数に応じて計算された月の25日 (25日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日)

分割受取は、分割受取期間中も個人別管理資産の運用が続いているため、各商品の値動きにより受取金額が一定にならない場合があります。
(C の一括・分割併用受取も同様です。)

C

一括・分割
併用受取

(一時金・年金併用)

1. 受取方法

個人別管理資産の一部を一括（一時金）で受取り、
残りを指定された期間で分割して受取る方法

①一括受取（一時金）の割合は、資産額の1%～75%の範囲内で
指定できます。

②分割受取（年金）での受取額（年間）が資産額の1/2～1/20の
範囲内となるよう、5年、10年などの分割期間を指定してください。
※下表「ご指定可能な一括受取（一時金）の割合および分割受取
（年金）期間」をご参考に一括受取（一時金）と分割受取（年金）
期間をご選択ください。

<ご指定可能な一括受取（一時金）の割合と分割受取（年金）期間>

一括受取（一時金）の割合	分割受取（年金）期間
25%以下	5～15年
26%以上 30%以下	5～14年
31%以上 35%以下	5～13年
36%以上 40%以下	5～12年
41%以上 45%以下	5～11年
46%以上 50%以下	5～10年
51%以上 55%以下	5～9年
56%以上 60%以下	5～8年
61%以上 65%以下	5～7年
66%以上 70%以下	5・6年
71%以上 75%以下	5年

③分割受取回数は、年1回、年2回、年4回の中からご指定ください。

○分割受取回数は、年1回、2回、4回のいずれも可能です。
（年間の受取割合が同じになります。）

○指定できる分割受取期間・回数は、規約によって異なります。
例えば、5年、10年、15年のみしか選択できない規約もあり
ますので、ご確認いただくか、アンサーセンターまでお問い合わせ
ください。

2. 手数料

送金手数料 440円（国内送金の場合）

受取りの都度、送金手数料がかかります。

3. 支給日

一括分：給付の裁定（判定）月の翌月25日

分割分：ご指定の年金受取回数に応じて計算された月の25日
いずれの場合も、25日が金融機関の休日にあたる場
合は、その直前の金融機関営業日）

2. お手続きの流れ

お手続きの流れ	一括受取（一時金）	分割受取（年金）
必要書類の 準備・記入	必要書類に所定の事項をご記入ください。 →受取方法により必要書類が異なります。 受取方法ごとの必要書類は、2ページをご確認ください。	
必要書類の 提出	必要書類一式を当社までご郵送ください。 （同封の返信用封筒をご利用ください。） 提出締切：個人型は毎月15日、企業型は毎月20日 （休日の場合は前営業日） ※提出いただいた書類に不備等がない場合、次の手続きに進みます。	
裁定（判定）	当社が裁定（判定）します。	
裁定（判定） 結果の送付	支払時期など決定次第、当社より「確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ」 を送付します。（サンプルは、10ページ参照）	
運用商品の 現金化（売却）	運用商品が現金化されます。 ※受取金額や売却順序の指定はできません。 ＜支払元金融機関＞ ○企業型：みずほ信託銀行 ・振込名義 「ミズホ信託(401K)」 ○個人型：日本カストディ銀行 ・振込名義 「ニホカスト 貸付金(DC)」	
受取の スケジュール	原則、裁定（判定）が完了した 翌月25日	ご指定の受取回数により異なります。 受取のスケジュールは、7ページを ご参照ください。
当社からの 送付物	「確定拠出年金 給付のお知らせ」を送付します。 （サンプルは、10ページ参照）	

3. 給付金の支払いスケジュール

<一括受取（一時金）のスケジュール（標準）>

毎月の提出締切（個人型は毎月15日、企業型は毎月20日、休日の場合は前営業日）までに不備のない書類をご提出いただいた場合は、原則として翌月の25日にお支払いします。

ただし、ご提出いただいた書類に不備がある場合、掛金の最終拠出や他制度からの資産移換が完了していない場合などには、給付金のお支払が翌々月以降になります。また、裁定（判定）に要する手続きから、翌々月以降のお支払になることがあります。

お支払日は、当社での裁定（判定）後、「確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ」にてご連絡します。

<分割受取（年金）の初回受取スケジュール>

分割受取（年金）の場合、初回の給付金受取のスケジュールは、ご指定の受取回数により異なりますので、ご注意ください。

<例> 分割受取（年金）回数 年2回を指定した場合のイメージ

1月の提出締切（個人型：15日、企業型：20日）までに

不備なく書類を受領し、当社で裁定（判定）した場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
裁定 (判定)	裁定（判定）から6ヶ月経過した後						8/25 初回給付金受取

※ 8月の初回受取の次回給付金受取は6ヶ月後の翌年2月になります。

・分割受取（年金）の売却方法

毎回の支給月に個人別管理資産のうち、以下の計算式で計算した金額を売却のうえお支払いします

$$\left(\text{支給月の前月末日の個人別管理資産額} \right) \times \frac{\left(\text{支給対象月数} ※ \right)}{\left(\text{分割受取（年金）期間の総月数} \right) - \left(\text{支給済月数} \right)}$$

※支給対象月数とは年金受取回数に応じて以下のとおりとします。

年金受取回数 年1回を選択した場合→12ヶ月

年2回を選択した場合→6ヶ月

年4回を選択した場合→3ヶ月

<計算例> 分割受取（年金）期間5年、分割受取（年金）回数：年2回の場合

1回目の支給金額 （支給月の前月末日の個人別管理資産額） × 6/60

2回目の支給金額 （支給月の前月末日の個人別管理資産額） × 6/54

3回目の支給金額 （支給月の前月末日の個人別管理資産額） × 6/48

↓ ↓
10回目の支給金額 （支給月の前月末日の個人別管理資産額） × 6/6

※分割受取開始から5年ごとに、受取方法（受取期間・年間の受取回数）の変更が可能です。
受取方法の変更をご希望の場合は、分割受取から5年経過した際に、アンサーセンターまでご連絡ください。

4. お手続きにおける留意事項

◎ご記入内容を訂正する場合、訂正箇所を二本線で抹消し訂正印（請求書への押印と同一印）を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

◎ボールペン等、消せない筆記用具でご記入ください。

◎必要書類のご提出から給付金の受取開始まで、概ね2～3ヶ月程度を要します。
余裕をもって、お手続きをおとりください。

◎加入者（掛金を拠出している状態）の場合の注意点

加入者資格を喪失せずに障害給付金の請求をすると、**裁定（判定）月の月末の残高を**現金化し、障害給付金として支払われます。

残りの資産（障害給付請求後に拠出された掛金）の受取を希望する場合は、再度、障害給付金の請求が必要となります。（その際、「障害給付金請求書」や添付書類は、改めて提出していただくこととなります。）

5. 書類の提出先・お問い合わせ窓口

＜書類提出先＞ 同封の返信用封筒をご利用ください。

〒163-0650

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル50F

損保ジャパンDC証券株式会社 お客様サービス部 宛

＜お問い合わせ窓口＞

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

アンサーセンターへのお問い合わせは、
専用のお問い合わせフォームをご利用いただけます。



6. その他の事項

1. スイッチング（商品の預替）の制限について

（１）一括受取（一時金）の場合

当社での裁定（判定）時点より、スイッチングを行なうことができません。

（２）分割受取（年金）の場合

各回の支払にともなう運用商品の売却日（原則支払月の月初）の数日前から売却日まで、一時的にスイッチングを行なうことができません。

（３）一括・分割併用受取（一時金・年金併用）の場合

＜一括受取（一時金）分＞

当社での裁定（判定）時点より、一括分の売却日まで一時的にスイッチングを行なうことができません。

＜残りの分割受取（年金）分＞

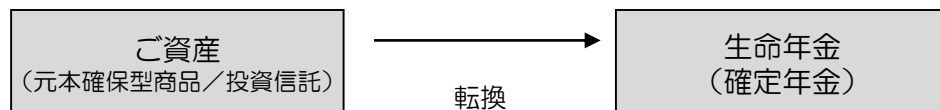
各回の支払に伴なう運用商品の売却日（原則支払月の月初）の数日前から売却日まで、一時的にスイッチングを行なうことができません。

2. 運用商品の選択肢に生命保険商品がある場合のお手続き

「分割受取（年金）」または「一括・分割併用受取（一時金・年金併用）」をご希望の場合は、お手続きの際に、以下のいずれかを選択することもできます。

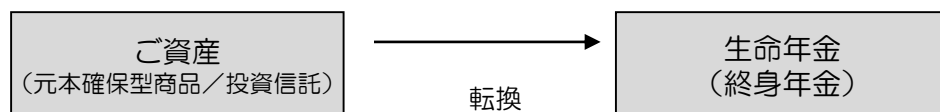
（１）確定年金

保険会社の計算に基づき、資産残高に応じた一定金額を一定期間受取ることができます。この方法を選択された場合、ご資産は「生命年金（確定年金）」へ転換されます。



（２）終身年金

一定の保証期間が定めれており、保証期間後は生存している場合に限り、終身で一定金額を受取ることができます。この方法を選択された場合、ご資産は「生命年金（終身年金）」へ転換されます。



運用商品の選択肢に生命保険商品がある場合で、当該「生命年金」による受取りをご希望の場合は、アンサーセンターまでご連絡ください。

3. 海外送金をご希望の場合

別途書類をご提出いただく必要があります。
ご希望の場合は、アンサーセンターまでご連絡ください。

4. 税金について

障害給付金は非課税扱いとなりますので、確定申告の必要はありません。

7. 送付物サンプル

確定拠出年金
給付裁定結果のお知らせ

確定拠出年金
給付のお知らせ

プラン名 作成日: YYYY年MM月DD日

163-0650
東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル50F

損保 太郎 様

加入者コード: 0000000000
運営管理機関:
損保ジャパン

確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびお客様からのご請求に基づき、確定拠出年金の給付の裁定を
を下記のとおりお知らせいたします。
ご不明な点がございましたら、下記アンサーセンターまでお問い合わせください。

裁定結果	障害一時金支給
加入者コード	加入者等氏名
0000000000	損保 太郎 様

● 裁定結果詳細

【一時金支給】

一時金支払予定日: YYYY年MM月DD日

※給付のお受取金額は、運用商品の売却後、上記の支払予定日までに「給付のお知らせ」が届きます。

給付金の支給予定日などが
記載されています。

給付金の受取額や給付にともなう
お取引の内容などが記載されています。
(受取りの都度送付)

プラン名 作成日: YYYY年MM月DD日

163-0650
東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル50F

損保 太郎 様

加入者コード: 0000000000
運営管理機関:
損保ジャパンD C証券株式会社

確定拠出年金 給付のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様の確定拠出年金の給付を以下のとおり行いましたのでお知らせいたします。内容をご
確認いただき、ご不明な点がございましたら、アンサーセンターまでお問い合わせください。

お取引の種類	障害一時金
--------	-------

● 給付金のお支払い

支給日	給付支給額
YYYY年MM月DD日	241,450円

内訳

● お取引明細

約定日	受渡日	売買区分	取引区分	約定口数	約定単価(1万円)	受渡金額
YYYY年MM月DD日	YYYY年MM月DD日	普通預金	売付	-	-	241,890円
確定拠出年金償還保険						-
合計						241,890円

● 手数料/所得税/住民税額明細

手数料	所得税	住民税
440円	0円	0円

● お振込先情報

金融機関名 : みずほ
支店名 : 新宿新橋心
預金種別 : 普通預金
口座番号 : 1234***
口座名義人 : ソンバ 知子

振込名義は企業型の場合「株式会社(401K)」
個人型の場合「二軒ビル(401K)」となります。

8. 記入方法

「障害給付金請求書」の記入方法

障害給付金請求書

※太枠内は全てご記入ください
※ボールペン等、消せないものでご記入ください
※訂正の際は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正印を押印ください

【受取方法の選択】

ご希望の受取方法にチェックを入れてください。
※「障害給付金請求書」の「個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、同意します。

ご記入日： 20 年 月 日

◆ 受取方法の選択

いずれか一つ必ず選択してください

☒	A	一括受取（一時金）
☐	B	分割受取（年金）
☐	C	一括・分割併用受取（一時金・年金併用）

【捺印欄】

シャチハタ以外の印を押印ください。

◆ 加入者欄

加入者氏名	姓	名	捺印欄	基礎年金番号
	損保	太郎	損保	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
生年月日	西暦	19YY年01月01日	性別	☒ 男 ☐ 女
現住所	〒	1-25-1	連絡先電話番号	()
	(フリガナ)	東京 都・道 府・県 新宿 市 都・区 西新宿1-25-1 新宿センタービル		

◆ 給付金受取口座（加入者本人名義の口座）

○民間金融機関

金融機関名	損保銀行	弊社記入欄
支店名	本店	弊社記入欄
預金種別	☒ 1:普通 ☐ 2:当座	
口座番号（右ヅメ）	1 2 3 4 5 6 7	
（カタカナ） 口座名義人	姓と名の間は1マス空け、°（濁点）°（半濁点）は1マスを使用してください ソノボ太郎	

【給付金受取口座】

ご希望の給付金受取口座情報をご記入ください。
※預金種別は、いずれかひとつチェックしてください。

◆ 今後の拠出について（現在、加入者として掛金を拠出している場合のみご記入ください）

☐	今後は、掛金の拠出をせず、現在の残高を全て障害給付金として受け取ることを希望します。
☐	今後も加入者として拠出を続けていくため、判定時の資産残高について障害給付金として受け取ることを希望します。

【今後の拠出について】

現在、加入者として掛金を拠出している場合、今後の掛金の拠出については、いずれかひとつチェックしてください。

「分割受取方法の指定書」の記入方法

分割受取(年金)方法の指定書

損保ジャパンＤＣ証券株式会社 御中

私は、以下のとおり分割受取(年金)方法を指定いたします。

また、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、貴社の個人情報の取扱いに同意します。

※太枠内は全てご記入ください

※ボールペン等、消せないものでご記入ください

※訂正の際は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正印を押印ください

「障害給付金請求書」の受取方法において

- ☐ B の分割受取(年金) または
☐ C の一括・分割併用受取(一時金・年金併用)を選択した場合のみご提出ください。
☐ A の一括受取(一時金)を選択した場合はご提出不要です。

【捺印欄】

シャチハタ以外の印を押印ください。

ご記

シャチハタ以外の
認印を押印ください

(フリガナ)	姓	ソノボ	名	タロウ	押印欄
加入者氏名	損保		太郎		
生年月日	西暦	1988	01	01	

【分割受取(年金)回数】

ご希望の受取回数をチェックしてください。

下記の分割受取(年金)予定期間・回数を指定することにより、分割(年金)での受取方法を決定します。

次の1. 2. は受取方法 ☐ B ☐ C を選択した場合にご記入ください

【分割受取(年金)予定期間】

(「B: 分割受取(年金)」を選択された場合)
 ご希望の分割受取期間を5年～20年の間で
 ご記入ください。

1. 分割受取(年金) 予定期間の指定

規約に定められた5年から20年の間の年数(整数)でご指定ください。

規約によって期間が5年・10年・15年・20年の4つからの選択等限られている場合がありますのでご注意ください。

分割受取(年金) 予定期間	5	年
------------------	---	---

2. 分割受取(年金) 回数の指定

分割受取(年金)回数を、以下の回数からご指定ください。

分割受取(年金) 回数	☒ 年1回	☐ 年2回	☐ 年4回
----------------	---	------------------------------	------------------------------

【分割受取(年金) 予定期間】および【一括(一時金)の割合】
 (「C: 一括・分割(一時金・年金併用)」を選択された場合)

①一時金(一括)の割合は資産額の1%～75%の範囲内で
 指定できます。

②分割(年金)での受取額(年間)が資産額の1/2～1/20
 の範囲内となるように5年、10年など分割(年金)期間を
 指定してください。

※ご指定可能な一括(一時金)の割合と分割(年金)期間は、
 5ページの表をご参照ください。

次の3. は受取方法 ☐ C を選択した場合にご記入ください

3. 一括受取(一時金)の割合

一括(一時金)の割合を1%から75%の間の1%単位

一括受取(一時金) の割合	5	0	%
------------------	---	---	---

<ご注意>

指定できる受取期間・回数は規約によって異なります。

例えば、分割受取(年金)期間が5年刻みに限定されるなどの規約もあります。

規約をご確認いただき、ご不明点は、アンサーセンターまでお問い合わせください。